

株 主 各 位

東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号

セコム株式会社

代表取締役社長 前田 修 司

第52回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第52回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第52期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2012年4月1日から2013年3月31日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第52期の期末配当金は、前期の90円から15円増配し、1株につき105円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更の内容は、社外取締役として適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割が十分に発揮されることを確保するために、社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設したものであります。

なお、「定款変更新旧対照表」は裏面のとおりであります。

第3号議案

取締役13名選任の件

本件は、取締役に飯田 亮、戸田壽一、前田修司、佐藤興一、中山泰男、伊藤 博、安齋和明、吉田保幸および中山潤三の9氏が再選され、新たに布施達朗、古川顕一、廣瀬篁治および澤田貴司の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、廣瀬篁治および澤田貴司の2氏は、会社法に定める社外取締役であります。

第4号議案

監査役1名選任の件

本件は、監査役に新たに関家憲一氏が選任され、就任いたしました。

なお、関家憲一氏は、会社法に定める社外監査役であります。

また、関家憲一氏の任期は、定款の定めにより2015年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

第5号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役5氏（2012年3月31日付辞任の小幡文雄氏、2012年6月26日付退任の桑原勝久氏および伊東孝之氏、本日退任の木村昌平氏および原口兼正氏）に対し、それぞれその在任中の功労に報いるため当社内規における一定の基準に基づき、退職慰労金を総額551百万円以内で、それぞれ贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

また、伊東孝之氏の取締役在任期間に対する退職慰労金は、執行役員退任のときに支給することが承認可決されました。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、2012年6月26日付で辞任した常勤監査役荻野輝雄氏に対し、その在任中の功労に報いるため当社内規における一定の基準に基づき、退職慰労金を15百万円以内で、贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、監査役の協議によることに一任することに承認可決されました。

第7号議案 取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、第3号議案で再選された取締役のうち、取締役前田修司、佐藤興一、中山泰男、伊藤博、安齋和明、吉田保幸、中山潤三の7氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を当社内規における一定の基準に基づき、総額297百万円以内で、打切り支給することに承認可決されました。

また、支給の時期は各取締役の退任のとき（ただし、取締役退任のときに引き続き、執行役員に就任する者については、執行役員退任のとき）とし、その具体的金額、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。

第8号議案 監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、任期中の常勤監査役坂本正治および桑原勝久の2氏に対し、本総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を当社内規における一定の基準に基づき、総額5百万円以内で打切り支給することに承認可決されました。

また、支給の時期は各監査役の退任のときとし、その具体的金額、方法等は、監査役の協議によることに一任することに承認可決されました。

定款変更新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
(新 設)	(社外取締役との責任限定契約)
第32条 (以下第48条までの条文記載省略)	第32条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の規定に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく、賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u>
）	）
第48条	第33条 (以下順次条数を繰り下げ、条文は現行どおり)
	）
	第49条

期末配当金のお支払いについて

第52期期末配当金を、次のとおりお支払いいたしますので、ご案内申し上げます。

1. 口座振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたので、ご確認ください。
2. 口座振込をご指定されていない方は、同封の「第52期期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局で払渡しの期間内（2013年6月26日から2013年7月31日まで）にお受け取りください。